

元文科初第822号
府子本第547号
令和元年10月2日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における
預かり保育の質の向上について（通知）

幼稚園や認定こども園等において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の範囲外に希望する在籍園児を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）については、平成12年から施行された幼稚園教育要領において初めて位置付けられ、近年においては多くの園にその実施に取り組んでいただいております。幼稚園や認定こども園等に在籍する幼児の保育需要の充足に大きな役割を果たしています。

こうした状況も踏まえ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づき令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化においては、幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）において実施される預かり保育についても、保育の必要性が認められる者に限り無償化の対象事業とされているところです（子子法第7条第10項第5号）。

無償化の対象として子子法第30条の11の確認を受けて実施する特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育については、運営費補助の種類や有無にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第6号）による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「子子法施行規則」という。）第1条の2に定める基準を満たして実施していただくこととなりますが、近年の預かり保育に対する社会

的要請の高さに鑑みれば、同基準を満たすことはもちろん、一層の質の向上を図っていくことが重要です。

これまでも、幼稚園教育要領等において、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすることなど、預かり保育の実施上の留意点をお示ししてきたところであり、幼稚園・認定こども園の設置者及び所轄庁におかれては適切に指導監督をしていただいているところですが、今般、更に具体的に預かり保育の指導監督を行う際の留意事項を下記の通り取りまとめましたので、本通知に基づいて預かり保育の一層の質の向上が図られるよう各幼稚園等の指導監督をよろしくお願いいたします。

なお、特別支援学校幼稚部において教育課程に係る教育時間の範囲外に在籍園児に対して教育活動を行う場合も考えられ、その場合も同様の取扱となりますので、御留意願います。

都道府県教育委員会におかれては域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会及び所轄の特別支援学校幼稚部に対し、都道府県知事におかれては域内の市町村長及び所轄の幼稚園等に対し、各国立大学法人学長におかれては管下の附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

記

1 預かり保育の実施体制について

幼稚園等の預かり保育については、下記の実施体制・設備等により実施していただきたいこと。うち、(1)～(4)については子子法第30条の11に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受け、無償化の対象となる預かり保育が遵守すべき基準として子子法施行規則第1条の2に定められているものであり、特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けた幼稚園等は必ず満たすとともに、預かり保育を実施するその他の幼稚園等についても満たすことが望ましいこと。(5)～(6)については本通知に基づく基準であり、幼稚園等における預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する全ての幼稚園等が満たすことが望ましいこと。

- (1) 次に掲げる幼児の年齢及び人数に応じて預かった幼児の処遇を行う職員を置くこととし、そのうち3分の1以上は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある幼稚園等にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者(以下「有資格者」という。)であること。ただし、当該職員の数は、2人を下ることはできないこと。

- ア 3歳児 幼児概ね20人につき保育に従事する者1人
- イ 4歳児・5歳児 幼児概ね30人につき保育に従事する者1人

(2) (1)に規定する職員は、専ら預かり保育に従事するものでなければならないこと。ただし、預かり保育を行うに当たって当該幼稚園等の職員（有資格者に限る。）による支援を受けることができるときは、有資格者1名で処遇ができる幼児数の範囲内において、専ら当該事業に従事する職員を1人とすることができること。なお、「専ら預かり保育に従事する」とは、預かり保育の実施時間中において預かり保育に専従することを意味し、教育課程に係る教育時間等に教育・保育に従事することを妨げるものではないこと。

(3) 教育・保育の内容については、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じたものとする。

- ア 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼稚園教育要領
- イ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- ウ 特別支援学校 特別支援学校幼稚部教育要領

(4) 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

(5) 幼児の処遇を行う職員のうち、(1)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げる者であること。

- ア 小学校教諭普通免許状所有者
- イ 養護教諭普通免許状所有者
- ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者
- エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）
- オ 市町村長等が行う研修を修了した者（※）

(※) 「市町村長等が行う研修を修了した者」とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児

発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者(令和 2 年 3 月 31 日までの間に修了した者に限る)をいう。

(6) 預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児 1 人当たり 1.98 m²以上であること。

2 預かり保育の実施状況の共有等について

所轄する幼稚園等が「1 預かり保育の実施体制について」に定める(1)～(6)の各項目を充足しているかどうかを判断するに当たっては、所轄庁による通常の指導・監督の過程において確認する方法のほか、当該幼稚園等が所在する市区町村から、子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を行う際に受け付けた確認申請書類に含まれる預かり保育の実施状況に係る書類の共有を受けることにより確認する方法が考えられること。

また、都道府県において、所轄する幼稚園等であって子子法第 30 条の 11 に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたものが、1(1)～(4)の基準を満たさない状況を把握した場合は、当該幼稚園等が所在する市区町村にも情報を共有するとともに、都道府県と市区町村が協力して当該幼稚園等に対して基準を満たすように適切に指導を行っていただきたいこと。

3 預かり保育の運営支援の充実について

今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育の利用に係る需要が高まることが想定され、各園が預かり保育の体制を充実できるように支援していくことは重要であり、国としても一時預かり事業(幼稚園型 I)や私学助成における預かり保育推進事業の充実を図っているところであるが、各都道府県・市区町村においてもこれらの事業を積極的に活用し、幼稚園等における預かり保育の支援の充実に努めていただきたいこと。